

道路法施行法案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

食糧管理法の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

国際連合への加盟について承認を求めるの件 外務委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際復興開発銀行協定への加入について承認を求めるの件

国際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件

外務委員会に付託

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

行政管理厅設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

去る四月二十八日建設計委員会に予備審査のため付託した左の内閣送付案は、昨八日これを変更して人事委員会に付託した。

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い國家公務員法等の一
部を改正する等の法律案

昨八日委員長から左の報告書を提出し

右の議案を発議する。
昭和二十七年五月八日
発議者
千葉 信 城 義臣
中川 幸平 秋山俊一郎
鈴木 直人 植瀬 常猪
深水 六郎 左藤 義詮
廣瀬與兵衛 玉柳 實
安井 謙 中川 以良
溝淵 春次 鈴木 耕一
駒井 藤平 油井賢太郎
新谷寅三郎 柏木 康治
木下 辰雄 大野 幸一
原 虎一 谷口弥三郎
境野 清雄 羽生 三七
矢嶋 三義 松原 一彦
梅津 錦一 棚橋 小虎
堀木 錠三 岡村文四郎
山崎 和田 博雄 佐々木良作
門田 定藏 金子 洋文
田村 文吉 翁見 義男
木下 源吾 小笠原 三三男
東 隆 羽仁 五郎
河崎 ナツ 江田 三郎
田中 上條 完吉
荒木正三郎 佐々木良作
一 愛一 山下 義信
岩崎正三郎 美吉 正雄
徳川 宗敬 加賀 治朗
宮城タマヨ 中村 正雄
吉田 法晴 小泉 秀吉
赤木 操 正雄
山花 稲穂 香雄

菊川 孝夫 小酒井義男
結城 安次 藤野 繁雄
須藤 五郎

参議院議長佐藤尚武體

簡易生命保険及び郵便年金積立
金の運用の復元促進に関する決
議

さきに第十四回国会における本院の
決議として、簡易保険郵便年金積立
金の運用を復元するよう、政府に善
処方要望したにも拘らず未だその実
現をみていないことはまことに遺憾
である。

政府は直ちに運用復元に関する所
要の措置を講すべきである。
右決議する。

〔柏木庫治君登壇、拍手〕

○柏木庫治君 只今上程されました簡
易生命保険及び郵便年金積立金の運用
の復元促進に関する決議案につきまし
て、提案の趣旨を御説明申上げます。
先ず決議案文を朗読いたします。

簡易生命保険及び郵便年金積立
金の運用の復元促進に関する決
議

さきに第十回国会における本院の
決議として、簡易保険郵便年金積立
金の運用を復元するよう、政府に善
処方を要望したにもかかわらず、未
だその実現を見ていないことはまこと
に遺憾である。

政府は直ちに運用復元に関する所
要の措置を講すべきである。
右決議する。

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用は、両事業の創始以来、その本質に鑑み、資金の地方還元、加入者の福利増進を第一義として事業經營者主体たる郵政省によつて行われて來たのであります。然るに昭和十八年簡易生命保険積立金及び郵便年金關係金預金部預入ニ関スル基本協定第五項の「本協定ハ大東亜戦争中ニ於ケル臨時の措置ナルコト」の條項に基きまして、戰時中ににおける变則的措置としてその大部分を大蔵省預金部に預入れることになり、更に昨年四月からはこの臨時の措置が強化されまして今日に至つておるのであります。が、この運用方法は、簡易保険及び郵便年金兩事業の円滑な自主的經營を阻害いたしますのみならず、更に今後に於ける資本の蓄積増加に障害を與えるものであります。この積立金の事業經營主体による運用復元の要望は全國的に頗る切なるものがありますことは、すでに御承知の通りであります。

本院におきましても、第五国会及び第十四国会において、全会一致の決議を以て速かに運用を復元するよう政府の善処を要望して參つたのであります。これに対しまして政府は、現在の運用方法は飽くまでも臨時の措置であつて、近い将来において右の決議に副うよう善処する旨の確約をされたのであります。が、未だその実現を見ていいないのであります。これは誠に遺憾と

官報(号外)

の発効を見まして、我が國も独立國として自主権を回復いたしました今日におきましては、先の決議の趣旨に従つて、是非とも今国会中に必要な措置を講じて、本積立金の運用方式を本来の姿に復すべきものと痛感する次第であります。

これが私のここに提案をいたしました理由でございます。何とぞ御賛成あらんことをお願い申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御若言もなれば、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に対し郵政大臣より発言を求められました。佐藤郵政大臣。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

議に對しましては、私どもも至極御尤もなことと存じます。もとより簡易保険並びに郵便年金積立金の運用につきましては、すでに第五回国会並びに第十四回国会におきまして、本院におかれまして同趣旨の御決議がありまして、今日またこの御決議がありまして、私といたしましては、この御決議の趣旨を尊重いたしまして、できるだけ速かにこれが実現を期したいと、かように存じております。(拍手、

おきましても、本積立金の運用方式を本來の姿に復すべきものと痛感する次第であります。

「大蔵大臣にしてやられるなよ」と呼ぶ者あり)

の殴打事件が起つております。断わるまでもなく、我が党は、暴力は左右されぬものたることを問はずこれを絶対に撃撃するものであることは申します。

○吉田法晴君 吉田法晴君。

〔吉田法晴君発言の許可を求む〕

○吉田法晴君 私はこの際安維持に名を藉る政府の諸政策に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○矢崎三義君 私は只今の吉田君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 吉田君の動議に御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 吉田君の動議に御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 吉田君の動議に御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 别に御若言もなれば、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に対し郵政大臣より発言を求められました。佐藤郵政大臣。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

議に對しましては、私どもも至極御尤もなことと存じます。もとより簡易保険並びに郵便年金積立金の運用につきましては、すでに第五回国会並びに第十四回国会におきまして、本院におかれまして同趣旨の御決議がありまし

めます。よつてこれより発言を許します。吉田法晴君。

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 私は日本社会党第四控議を代表して、政府が七日の閣議で決定したと報せられた治安維持に名を藉る反動諸政策に關し、總理、法務总裁、労働大臣に質問をするのであります。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

議に對しましては、私どもも至極御尤もなことと存じます。もとより簡易保険並びに郵便年金積立金の運用につきましては、すでに第五回国会並びに第十四回国会におきまして、本院におかれまして同趣旨の御決議がありまし

ます。よつてこれより発言を許します。吉田法晴君。

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 私は日本社会党第四控議を代表して、政府が七日の閣議で決定したと報せられた治安維持に名を藉る反動諸政策に關し、總理、法務总裁、労働大臣に質問をするのであります。

五月一日のメーデーのデモ行進後、富城前広場において勃発した騒乱事件を奸機として、政府はかねて提案の機会を狙つておつた警察法の改正、ゼネスト禁止法、集会デモ行進取締法等、治安立法の制定、労働関係法の改悪を

武力的手段として暴力、武力を用いなければなりません。併しこれを誘導すれば、我が党は平和と民主主義を愛する武力的手段を強く主張し、それがメーデー後の宮城前の広場等において現われたものであるといたします。五全協の決定以後、暴力的、いわゆる五全協の決定以後、暴力的、

武力的手段として暴力、武力を用いる方法手段として暴力、武力を用い

ます。我が党は反対であります。中央公論の四月号に記載せられた

方自治制、公安委員会という民主的警

察行政組織を踏みにじつて、警察国

家、昨夜早大におけるごとき無謀をあえてする警察国家を実現するつもりであります。(「警察法の前文に何とある」と呼ぶ者あり) 国際的な政治的態度は国内的態度に繋がっております。力の真

意を放棄し、力の政治、国内戦争政策

ます。(「警察法の前文に何とある」と呼ぶ者あり) 国際的な政治的態度は国内

的態度に繋がっております。力の真

意を放棄し、力の政治、国内戦争政策

官 報 (号 外)

は、この武力を以てする、目には目を、脣には歯を、暴には暴をといふの治安政策が、国内対立を激化し、フィリピンの現状から仏印の現状に、更に朝鮮事変の悲惨事に日本を追い込むものではないと断言できるかどうか、承わりたいと思うのであります。（「断言できないね」と呼ぶ者あり）又、こういう方針は、民主憲法、平和憲法が夢想だもしなかつたところであります。が、總理及び政府は、民主主義を一擧に、彈圧政治、專制政治を採用する決意なのかどうか、承わりたいのであります。（「そうだ～」「しつかり答えよ」と呼ぶ者あり）

断したのか、或いはこの情勢を、特審局か、旧特高警察か、旧内務官僚によって作られたものか知らんけれども、自由党も木村法務総裁も政府も關らざれどおるとしか考えられないが、ゼネラル禁法、集会デモ取締法の反動立法をなされび提出することに決意したか。（主人公の命令だ」と呼ぶ者あり）法務府行政長官は、非公式ではあります、が、私に、ゼネラル禁止法は提出しない方針であるとはつきり明言いたしました。公安條例が京都においても違憲判決を受けたことは法務総裁も知つておる通りであります。この反動立法、違憲立法をなぜ今更提出するのか。五、一事件という口実ではない理由と経緯を法務總裁に承わりたいのであります。

くは特別の性質の事業に關するもので、
あるため公益に著しい障害を及ぼす事
件については、労働大臣はこれを放擣
すれば国民生活に重大なる損害を與え
ると認めるときは、緊急調整の決定を
することを得るものとすること」云々。
係当事者は五十日間争議行為を禁止
されることを得るものとすること」とありま
して、この要綱を読んで參つております
と、労働大臣の肚の中が余りに判然
とわかつて參り、私は怒り心頭に発す
るのを禁ずることができなかつたのであ
ります。治安維持に名を借りこれら
諸反動労働法規に反対する民主的労働
組合は、昨年末來隨處に憚忍を重ねて
參りましたけれども、遂に四月十二日
実力行使をなすことを決定いたしまし
た。これを十一日夜に至つて労働省は
卑劣な方法で切り崩しをいたしまし
た。十二日のストが力を殺がれると、
政府は法案立法の制定も労働法の改悪
も易々たるものとし、政局の安定、自
由党政府万々歳と安心し切つたのであ
ります。然るに政府の期待を裏切つ
て、全國の勤労者の盛り上る力によつ
て十八日の大ストは轟然と行われまし
た。労働大臣は、炭鉄、私鉄、電産
等、スト権を持つ大民間大企業に、そ
の従事する事業を公益事業として、こ
の緊急調整権を發動し、スト権を奪わ
んとするものでありましょう。併し

と、これら民主的労組と、何のかかわりが有りますか。自己の卑劣な切崩し工作が奏功せず、自由党政のフアッショ化に反対して民主主義を守るうとする民主的労組があるからと、五・一事件を口実に、その憲法に保障された団体行動権、罷業権を全く奪い去らんとするのは、卑劣極まる企図であり、悪質な憲法違反である。労働大臣の所見を承わりたいのであります。

最後に、總理は御出席になつておりますが、民主主義の唯一最後の力である民主的労組の骨抜きをやり、抑制をやつて参りますならば、敗戦前の暗黒政治が、ファシズム政治が実現するでありますよう。そして、戦争・敗戦へのコースは、曾つて我々が辿つたところであります、この失敗を再び吉田内閣は繰返そうとせられるのかどうか。はつきり承わりたいのであります。労組は生活と民主主義を守るために立上らざるを得なくなつております。この民主主義の危機に対しては、私どもも國の内外の諸勢力と共に立上らざるを得ない事態が參りつつあるのであります、これらについての政府の所見をはつきりと承わりたいと思ひます。(拍手)

御尤もであります。民主主義国家において何よりも先ず暴力は否定して、〔君がやつておるじゃないか」と呼ぶ者あり）政府は暴力を以て国内治安を紊さんとするものに對して〔しらふ、しいぞ」と呼ぶ者あり）その責任を以てこれに対する処置をしなくてはならんのは当然な事理であります。

警察法の改正は政府においても計画しておることは事實であります。近く草案ができ次第御審議をお願いしたいと考えております。要するに〔あとから変更するんだろう」と呼ぶ者あり〕現在の警察法においては、治安の保持に欠くるところがあると我々は考えておるのであります。そこで、極めて最小限度に、その必要限度をきめまして、近く成案を得まして、御審議をお願いしたいと考えておるのであります。〔全文を読み」と呼ぶ者あり〕

又集団の秩序の保持に關しましては、これは政府においても大いに考えなくちやならん点があるのであります。（何を考えるのだ」と呼ぶ者あり）集団示威運動等の秩序保持に関する法律案を近く又御審議をお願いしたいと考えております。いわゆる集団示威運動、公共の場所における集団行進、若しくは屋外の集合が、公共の秩序、生命、身体の自由又は財産に對して、直接の被害を及ぼさないように行われることが望ましいのであります。（警察官が押収しななければ、」などと呼ぶ者あり）

(号) 外 報 官

5

あり) そのようにするためには、この法案を今研究中であるのであります。現在は、これら集団示威運動等につきまでは、府県市町村の条例で各別にきめられておる所もあります。又定められない所もあります。定められない所が多數あるのであります。又その内容においても区々で、一定をしておらないのであります。従つて、法律を以てこれを明確にして、その秩序の保持のために必要最小限度の規定を設けまして、独立後の民主国家にふさわしいものとしたいと考えておるのであります。(民主主義が潤負けするよ)と呼ぶ者あり)

ゼネスト禁止につきましては、これは広汎且つ深刻に行われまして、国民生活や国民経済に重大なる影響を與えるような場合におきましては、只今の法規の下においては、これを取締る何らの規定がないのであります。(そんなどがあるか)と呼ぶ者あり、その仙発する者多し)かくのごとき広汎且つ深刻であつて、国民生活、国民経済に深刻な影響を及ぼすようなものにつきましては、相当我々としては考えておる次第であります。(拍手)

○國務大臣(吉武市君) 吉田君の御質問にお答えいたします。

政府は今回労働三法の改正を提案を

いたしましたが、私どもは断じてさような改定につきましては、すでに本参議院に於いても区々で、一定をしておらないのであります。従つて、法律を以てこれを明確にして、その秩序の保持のために必要最小限度の規定を設けまして、先ず第一に取上げましたのは、御承知でもございましょうが、電通、郵政或いは印刷局、造幣局、官林、アルコール専売等これら現業官厅に從事いたしまする労働者につきましては、これに团体交渉権を附與しようとするものであります。又もう一つは、地方公労法を制定いたしまして、今地方行政における市町村は水道等の現業に従事しておりまする労働者につきましては、

○謹長(佐藤尚武君) 漢鐵大臣から日本機運に關する調査の結果について発言を求めております。この際発言を許します。村上運輸大臣。

〔國務大臣村上義一君發言、拍手〕

○國務大臣(村上義一君) 去る四月九日大島三原山の東側山腹におきまして遭難しました日本航空株式会社のチ

ヤーター機もく星号の事故原因を調査いたしました結果につきまして、御報告申上げたいと存します。

今般の事故は、我が国民間航空開始以来の最も悲惨なものであり、且つ民衆は、これはできるだけ避けて、公正なる機関で解決するといふことは、刻下当然であると私は考えるのであります。(拍手) 徒しまして私は考えるのであります。(拍手) 徒しまして私は考えるのであります。(拍手)

○國務大臣(吉武市君) 吉田君の御質問にお答えいたします。

政府は今回労働三法の改正を提案を

いたしますのであります。これにつ

きまして、先ほどの御質問をお聞きい

たしますと、五月一日の事件に鑑み

れましたが、私どもは断じてさような

改定を行つておらず、それでさよう

な

結果、只今から申述べますよろしく論を

得た次第であります。

先ず当時の状況から申しますと、こ

の事件を起しましたもく星号は、九日

の午前七時四十二分羽田飛行場を出発

いたしましたところ、独立いたしまし

て、

今回の労働三法の改正是、五月一

日の事件によつてやつておることでは

なく、すでに計画し、而もこれは労務

法制審議会と労働基準審議会にかけ、

決

通りが今度の法律案になるのであります。而もそのほかも労務法制審議会で

決定された事項又は労務法制審議会に

おいて中立の委員が提案されました

事項を提出しておるのであります。

決

して私どもは健全なる労働組合運動

を抑止する考えは毛頭ございません。

(拍手) (拍手)

答弁は他日に留保されました。

得た次第であります。

まず當時の状況から申しますと、こ

の事故を起しましたもく星号は、九日

の午前七時四十二分羽田飛行場を出発

いたしました。

改定につきましては、すでに本参議院

に

改正を行つておらず、それでさような

改定を行つておらず、それでさような

結果、只今から申述べますよろしく論を

得た次第であります。

先ず当時の状況から申しますと、こ

の

事故を起しましたもく星号は、九日

の午前七時四十二分羽田飛行場を出発

いたしました。

改定につきましては、すでに本参議院

に

通

りました。

</div

機中でありまして、なお十機が附近を航行中でありましたので、この措置がとられたものであります。併し館山通り時五十七分館山上空通過、高度六千五百メートル、午前八時七分大島上空予定と記録されておるのでありますて、又東京モニターの記録によりますと、午前七時五十五分館山上空二千五百メートル、計器飛行、いわゆる盲目飛行、館山南方十分間飛行高度二十五百メートルを保持し、次いで上昇するとありますて、いずれが眞実であるか、その後の調査によりましても決定しかねておる次第であります。併しながら、航空交道管制官と機長との責任分野について申上げますと、管制官の責任は、計器飛行を行なつてある、いわゆる盲目飛行を行なつてある航空機相互間及び航空機と障碍物との衝突を防止するために、機長に交通許可を與えることが、アメリカの航空法において規定されておるのであります。一方、機長には、交通許可の訂正を要求する権限、又それを拒否する権限が與えられておりますので、これらの指示に対しまして適正に判断する責務が機長にあるわけであります。従いまして、もく星号の館山上空の通報に関するモニターの記録が正しく、且つ操縦者の錯誤に対しても管制官が注意を喚起しなかつたとしても、こ

航法上の錯誤を生ぜしめた間接原因とはなり得ましても、このことが事故の直接の原因とはなり得ないと判断せざるを得ないのであります。

次に機体関係は、出発前の整備の状況並びに事故後の調査の結果から見ましても、運航に影響を及ぼすような故障を起したとは認められないのですがあります。即ち機体が三原山の東向き傾斜線約十三度の斜面にや上向き姿勢で激突した痕跡からも明瞭であります。この痕跡から見まして、又破壊された機体の部分品を調査した結果から目ましても、空中分解をいたしたものではないことが明らかでありまして、又操縦性を失つて墜落したものとは考えられないであります。発動機のほうは、両発動機とも、地面に残された痕跡及びそのピッチ、角度から見まして、又運動機点検の結果からも、何らかの故障を発見できないのであります。これらプロペラの痕跡による推定速度は毎時三百マイル、三百二十キロと考えられますし、又プロペラのピッチから、當時、事故機は巡航速度で飛行していたものと認められます。次に、機体、発動機の焼けた部分の調査から、又消火器を全然使用していないかつた事実から、航空機の空中火災が発生したとは認められないのであります。

で通信状態にあつたと考えられるのですあります。又、方向探知機は、大島と並んで、電源系統にも故障を起こしたのみならず、電源系統にも故障を起こしたのみならず、電源系統にも故障を起こしましたが、それは分析の結果、衝撃によるものと思われるのですあります。激突以前にはすべて正常の状態にあつたものと認められるのであります。

更に気象関係でありまするが、当日下午六時、中央気象台の観測結果によりますと、紀伊半島沖に千ミリバールの低気圧がありまして、東北東に毎時約五十キロメートルの速度で進行して、いため、関東、中部、近畿の各地下位でありまするが、下層雲底は十五百フィートでありますて、千五百フィートから一万五千フィートまでは雷雲に閉ざされ、視界は僅かに両翼が見えます。又、上層の気象は、午前六時の羽田の観測によりますと、五千フィートの上空までは東南若しくは東南東、その風速は十ノット内外であります。千フィート以上の高度では南風で二ノットくらいとなつておつたのであります。當時大島附近には多少の気流擾乱がありますが、乗客が殆んどバンドを離ゆれま

ていなかつたことからしても、これだけ直接原因になつたとは考えられません。又航空機の凍結問題であります。が、羽田における上層観測の結果は万二千五百フィート上空において攝氏零度線があることから、凍結により事故を起したとは考えられないであります。

又、羽田、館山、大島、焼津の各空港無線識別もそれべく異状なく運転を続けていたのであります。

以上述べましたことを総合いたしまして、機体が粉々に大破し、且つ乗客並びに乗員が全員死亡しましたために、直接原因を確認することは困難であります。が、詳細な調査の結果から操縦者が航法上何らかの誤操作を起し、計器飛行のため、その航空路に規定されている最低高度以下を飛行したため、このような悲惨な事故を惹起しようと推定するのが最も妥当であるとの結論に到達したのであります。今後この種の事故を防止するために、政府としては、更に自主的な立場において、航空機の安全性の確保、運航管制の機能及び施設を強化し、更に安全な航空ができますよう万全の措置を講ずる所存であります。

最後に、不幸にして本事故により離されたかたぐの御遺族の御心中のほどは推察するに余りありますので、ここに謹んで哀悼の意を表する次第

あります。が、今後この禍を転じて福となすべく、これを契機として、我が國民間航空がよりよき発展を遂げることこそ、犠牲者の靈を慰める唯一の途であることを信じ、一層の努力を重ねたいと存じます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年五月六日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

外 報 号

災 害	地 区
昭和二十七年四月十 七日鳥取県島取市に おこつた火災	鳥取県の うち 島取市

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔小野義夫君答覆、拍手〕

○小野義夫君　只今上程されまつた権利都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

本法案は、去る四月十七日鳥取県島取市に、又鳥取市をその地区に指定せんとするものであります。島取市の火災は、家屋五千二百一十八戸を焼き、罹災世帯は旧市の五三%にも及ぶ大火でありまして、本法案による措置を急速に必要とすること想像に離くないところであります。

当委員会におきましては、かかる事情に鑑み、審議を急ぐと共に、熱心に當つたのであります。討論は省略いたしまして、採決いたしましたところ、全会一致にて可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告を申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君)　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君)　總員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可

決せられました。

第三條の改正規定中「社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、」を削る。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

当せん金附証票法の一部を改正する法律

当せん金附証票法(昭和二十三年四月十四日法律第百四十四号)の一部を次のようにより改正する。

一、委員会の決定の理由

本法案は、当せん金附証票の発売に関する経費を、当せん金附証票の発売にかかる支拂うこととともに、その発売の限度を法律で規定しならうとするものであつて、おおむね適当な措置と認めが、第三條の改正規定中、適当ではないと認められる「社会福祉の増進のため必要とする費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、」の字句を削る修正を加えた。

法律第百四十四号の一部を次のようにより改正する。

二、前号に掲げるもの並びに当せん金附証票の購入者に支拂つた金附証票の購入者に支拂つた金及びその者に交付した当せん品の購入に必要な経費の額(以下「手数料相当額等」といふ)を除く外、当せん金附証票の発売等に必要な一定の経費をもつてまかなわるべき経費以外の経費で当せん金附証票の発売等に要したもののが該

ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君)　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めま

す。大蔵委員長平沼彌太郎君。

〔審査報告書〕

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

右多數をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

○議長(佐藤尚武君)　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

〔審査報告書〕

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

右多數をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

二、事件の利害得失

当せん金附証票の発売を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年度一般会計予算に入億円の歳入が計上せられている。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十八日

多数意見者署名

西川甚五郎　菊田　七平
小林　政夫　小宮山常吉
木内　四郎　大矢半次郎
波多野　鼎　森　八三一
黒田　英雄　岡崎　眞一
大野　幸一　下條　恭兵

参議院議長佐藤尚武殿

昭和二十七年五月七日

大蔵委員長 平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

議長

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第七條第一項第二号中「発売及び改め、「て、当せん金附証票の発売に關する予算を議決し」と削り、「は、その議決され」を「の議会が議決し」に改める。

第六條第一項中「発売及び当せん金品の支拂又は交付」を「作成、売さばきその他発売及び当せん金品の支拂又は交付(以下「当せん金附証票の発売等」という。)」に改め、同條第二項中「当せん金附証票の発売及び当せん金品の支拂又は交付」を「当せん金附証票の発売等」と改め

第十五條第一項第二号中「当せん金附証票の発売等」と「当せん金品の支拂又は交付」を「当せん金附証票の発売等」と改め

(受託銀行の当せん金品の支拂資本)

第十五條 受託銀行は、その発売の事務を委託された当せん金附証票の当せん品の購入に必要な経費について、当該当せん金附証票の売得金のうちから支拂うものとす

第十六條の見出しを「受託銀行の納付金」に改め、同條中「売得金」の下に「のうち、その金額から当せん品の購入に必要な経費の金額並びに当該当せん金附証票についての金額及びその者に交付すべき當せん金の額に相当するもの」を加え、同條に次の一項を加える。

二 受託銀行は、政府又は都道府県若しくは特定市の発売する当せん金附証票の当せん品の償権が十二條の規定により時効に因り消滅すべき日から二月をこえない範囲で太蔵大臣又は該都道府県知事若しくは当該特定市の市長の指定する期間内に、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を、政府又は当該都道府県若しくは当該特定市に納付しなければならない。

一 当該当せん金附証票につき交付すべきであった当せん金の合計額からその当せん品の償権の消滅の際までに交付しなかつたもののその際ににおける時価に相当する金額

二 当該当せん金附証票につき交付すべきであった当せん品でその償権が時効に因り消滅したものについての第六條第二項第一号に掲げる金額

四 手数料相当額等をもつてまか

第六十一条の見出しを「受託銀行の納付金」に改め、同條中「売得金」の下に「のうち、その金額から当せん金附証票の購入者に支拂うべき当せん金の額及びその者に交付すべき当せん品の購入に必要な経費の金額並びに当該せん金附証票についての第六條第二項第一号に掲げる金額及び同項第二号本文に規定する一定の経費の金額の合計額を控除した残額に相当するもの」を加え、同條に次の一項を加える。

なわれるべき経費以外の経費で、当該当せん金附証票の発売等に要したものとの金額が、当該当せん金附証票についての第六條第二項第二号本文に規定する一定の経費の金額に満たないときには、当該一定の経費の金額からその要した経費の金額を控除した残額

附錄

1 二の法律は、公布の日から施行
2 する。

一ヶ月の割合で、二月をこえない範囲で太政大臣又は当該都道府県知事若しくは当該特定市の市長の指定する期間内に、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を、政府又は当該都道府県若しくは当該特定市に納付しなければならない。

二、当該當せん金附証票につき交付すべきであった当せん金の合計額からその当せん金の債権の消滅の際までに支拂つた当せん金の合計額を控除した残額

三、当該當せん金附証票につき交付すべきであった当せん品でその債権の消滅の際までに交付しなかつたもののその際ににおける時価に相当する金額

四、当該當せん金附証票の当せん品でその債権が時効により消滅したものについての第六條第二項第一号に掲げる金額

の初日とするものから適用する。
昭和二十七年三月三十一日以前
の日を発売日の初日とする政府の
発売する当せん金附証票及びこの
法律施行の日から一月を経過する
日前の日を発売日の初日とする都
道府県又は特定市の発売する当せ
ん金附証票については、なお従前
の例による。

この法律施行前した行為に対する
罰則の適用については、なお従
前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

なわれるべき経費以外の経費で
当該当せん金附証票の発売等に

塩専充法の一部を改正する法律案

他に譲り渡す場合においては、
当該特別価格と前條第一項の売

うとするものであります。第二は、政
府の発行する宝くじについては、年度

よつて国会法第八十三條により送付する。

參議院議長佐藤尙武殿
衆議院議長林譲治

塩専売法の一部を改正する法律案
塩専売法の一部を改正する法律案
塩専売法（昭和二十四年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正す

第二十九條第一項中「公社は、」の下に「当分の間、「を、「製造」の下に「又はくじら、にしんその他政令で指定する漁獲物の塩藏」を加え、同條第二項後段を次のよきに改める。

特別価格で買い受けた塩を前項の用に供するため第四項の規定による公社の許可を受けて譲り受けた者及び特別価格以外の価格で買った受けた塩を第五項の規定による

公社の承認を受け前項の用に供する者についても同様とする。
第二十九條第四項後段を次のよう改める。

この場合において、左の各号の一に該当するときは、公社は、その埠を特別価格で買ひ受けた者から當該各号に掲げる金額を徴収す
る。

第二十九條第四項に第一号及び第二号として次のよう^に加える。

に売り渡す場合の特別価格との
差額に相当する金額

第二十九條第五項中「壙が」の下に
あらかじめ公社の承認を受けて
る、「対し」の下に「大蔵省令の定め
るところにより、」を加え、「の五分
の四に相当する金額の」に相当す
る金額の範囲内で」に改める。

定を整備したをうとするものであります。そのほか都道府県等の字ぐじ発行についてそれべく規定を整備しようとするものであります。本委等議の詳細は速記録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論に入り、

小林委員より、「いわゆる字ぐじは国民の射幸心をそそる意味において好ましくないので、本年度限り廃止すべきであると想うが、すでに予算も成立し

〔平沼彌太郎君登場、拍手〕

せん金問題等の、一括を改正する方針の大蔵委員会における審議の経過及びに結果を御報告申上げます。

第一は、政府の預行する宝くじ。これまでその資金の用途に制限がされておらなかつたのであります。今回、政府の宝くじは社会福祉対象とする事業の費用の財源に充てることといたそ

間の発行限度を法律に規定いたしました。その額は現在の発行額を勘案して三千五億円といた
うとするものであります。第三は、
宝くじ発行予算の經理についての方針を、現行の總計予算の方式から純計予算の方式に改めようとするものであります。第四は、宝くじの発売事務を申請銀行に委託せしめ、これに伴う諸規定を整備いたそなうとするものであります。そのほか都道府県等の宝くじ発行についてそれべく規定を整備しようとするものであります。本案審議の詳細は速記録によつて御承知願います。
かくて質疑を終了し、討論に入り、
小林委員より、「いわゆる宝くじは国民の射幸心をそそる意味において好ましくないので、本年度限り廃止すべきである」と思うが、すでに予算も成立しておる等の關係もあり、止めを得ないが、第三條の改正規定中「社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、」の字句を削除すべきである旨の修正意見が述べられ、下條委員より「本法制定當時と現在では経済事情が相当変化しており、この法律は本年度限り廃止せられたい」との希望條件を附して賛成意見が述べられ、木村委員より、「政府発行のいわゆる宝くじは、毎会計年度三十五億円の金額の範囲内において

官 報 (号 外)

官報号外(9)

発行し得ることになつてゐるが、その
発行限度は毎会計年度国会の議決を要
さないこととなるので改悪である。第
二点は、この制度を認めるに、いわゆ
る宝くじの発兌收入金を警察予備隊の
増設等の再軍備の費用に濫用せられる
虞がある旨の反対意見が述べられ、
菊川委員より、「いわゆる宝くじ等の發
売は國民に射幸心を持たせるので好ま
しくない。浮動購買力の吸收等は正常
なる制度の下に行わるべきである。又
宝くじはすでに國民の魅力を失つてしま
り、三十五億円程度の発兌では、インフ
レ防止に役立たない。社会福祉の増進
のために政府宝くじを発売することは
名目的である。更に地方宝くじの発兌
をやめることによつて地方財政に及ぼ
す影響は少い等の理由によつて、この
際いわゆる宝くじの発行を廃止すべき
である」旨の反対意見が述べられまし
た。

かくて討論を終了し、採決の結果、
小林委員の修正案は多数を以て可決せ
られ、大いに修正部分を除く原案につ
いても多数を以て可決せられ、本案を
修正議決いたした次第であります。

次に塩專賣法の一部を改正する法律
案の御報告を申します。

本案は、くじら、にしん、さけ、ま
す、たら等の漁獲物の塩蔵の費用を引
き下げる、塩蔵関係食品を低廉な價格
で供給するため、これらの漁獲物の塩
蔵用塩を特別価格で売り渡すことがで

きることとしようとするものであります。
本案は質疑の後、討論に入り、森委員及び大野委員からそれへ希望を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべしものと決定いたしました次第であります。

審查報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保謲條約第三條に基く行政施
定の実施に伴う土地等の使用等に
関する特別措置法案

る。但附則の一項に字面上の修正を行つた。

二、事件の利害得失

本法の施行により、安全保障條約の履行と私有財産権の調整を図ることができる。

三、費用

(定義) とする。
第二條 この法律において「土地等」とは、土地若しくは建物若しくはこれらに定着する物件又は土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五條に規定する権利をいい、建物にある設備又は備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを含むものとす
る。

り、三十五億円程度の発兌ではインフレ防止に役立たない。社会福祉の増進のために政府宝くじを発売することは名目的である。更に地方宝くじの発兌をやめることによって地方財政に及ぼす影響は少い等の理由によつて、このである」旨の反対意見が述べられました。

かくて討論を終了し、採決の結果、小林委員の修正案は多数を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案についても多数を以て可決せられ、本案を修正議決いたしました次第であります。

次に塩專売法の一部を改正する法律
案の御報告を申します。

先ず當せん金附証票法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決する

とに賛成の諸君の起立を求めます。

東	隆	赤木
前田	穰	正雄
石川	榮一	徳川
小川	久義	宗敏
島津	忠彦	深水 六郎
		楠瀬 常猪

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障條約第三條に基く行政協
定の実施に伴う土地等の使用等に
關する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。

(土地等の使用又は收用)
第三條 駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを「使用し」、又は「收用する」ことができる。

一部を改正する法律案全部を問題にします。本案に賛成の諸君の起立をさせます。

する。
附則第二項中「要求に基いて現に
使用している土地等を「要求に基く
使用を現に継続している土地等」に、
「(二)の法律施行の日」を「日本国とア
メリカ合衆国との間の安全保障條約
の効力発生の日」に改める。

一、委員会の決定の理由 要領書

日本国とアメリカ合衆国との間の
の安全保障條約第三條に基づく行
政協定の実施に伴う土地等の使
用等に関する特別措置法

今で定める書類を添附の上、使用認定申請書又は收用認定申請書を調達庁長官を通じ内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならぬ。

う土地等の使用等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とい

たします。
先ず委員長の報告を求めます。建設
委員会理事ト川久義昌。

本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は收用手続に関する特例を規定し、條約の遵守と私有財産権との調整を図らんとするも

リカ合衆国との間の安全保険條約
第三條に基く行政協定を実施する
ため、日本國に駐留するアメリカ
合衆國の軍隊（以下「駐留軍」とい
う。）の用に供する土地等の使用又
は收用に關し規定することを目的
とする。

認定申請書の様式は、總理府令で定める。

(土地等の使用又は收用の認定)

第五條 内閣総理大臣は、申請に係る土地等の使用又は收用が第三條に規定する要件に該当すると認めるとときは、逕轍なく、土地等の使用又は收用の認定をしなければならない。

(関係行政機関等の意見の聴取)

第六條 内閣総理大臣は、土地等の使用又は收用の認定に關する処分を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び學識経験を有する者の意見を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、土地等の使用又は收用の認定に關する処分について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(土地等の使用又は收用の認定に關する処分の通知、告示及び公告)

第七條 内閣総理大臣は、土地等の使用又は收用の認定をしたときは、逕轍なく、その旨を當該調達局長に文書で通知するとともに、當該調達局長の名稱及び使用し、又は收用すべき土地等を官報で告示しなければならない。

2 調達局長は、前項の通知を受けたときは、逕轍なく、使用し、又は收用しようとする土地等の所在、種類及び数量を、調達局長が定める方法で公告することとし、土地等の所有者及び關係人に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、土地等の使用又は收用の認定を拒否したときは、

長に文書で通知しなければならぬ。

(土地等の使用に対する損失補償)

第八條 前條第一項の規定による告示があつた後、土地等を使用し、又は收用する必要がなくなつたときは、調達局長は、逕轍なく、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、その事由の発生が同條第二項の規定による通知の後であるときは、土地等の所有者及び關係人にも、逕轍なく、その旨を通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、土地等の使用又は收用の認定が将来に向つてその効力を失つた旨を官報で告示しなければならない。

(建物の使用に代る收用の請求)

第九條 建物を使用する場合において、建物の使用が三年以上(使用期間の更新の結果三年以上となる場合を含む。)にわたるとき、又は建物の使用に因つて建物の形状を変更し從来用いた目的に供することを著しく困難にするときは、建物の所有者は、その建物の收用を請求することができる。

2 土地收用法第八十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による建物の收用について適用する。この場合において「起業者」とあるのは「建築」と、「事業」とあるのは「建物」

の使用」と読み替えるものとする。

(土地等の使用に対する損失補償)

第十條 土地等を使用する場合において、その使用の期間が一年をこなごとに分割して支拂うこととができる。但し、その支拂は、當該分の金額を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、その事由の発生が同條第二項の規定による通知の後であるときは、土地等の返還及び原状回復の制限

第十一條 調達局長は、この法律により駐留軍の用に供した土地等を返還するに際し、土地等の所有者から原状回復の請求があつた場合において、土地等を原状に回復することは著しく困難であるとき、又は土地等を原状に回復しないでこれを有効且つ合理的に使用することができると認めるとき、又は土地等を原状に回復しないで返還することができる。

2 前項の場合においては、土地等の所有者及び關係人を立ち会わせた上、總理府令で定める引渡調書を作成しなければならない。

(引渡調書)

第十二條 調達局長は、土地等を返還するときは、その土地等の所有者及び關係人を立ち会わせた上、總理府令で定める引渡調書を作成しなければならない。

2 前項の引渡調書には、左に掲げた事項を記載しなければならない。

一 返還する土地等の所在、地番及び地目並びに土地等の所有者及び關係人の氏名及び住所

二 返還する土地等の種類、数量及び形状

三 その他返還の際の現状を確認するに必要な事項

3 土地收用法第三十六條第二項から第五項まで及び第三十八條の規定は、前項の規定によつて適用する。この場合において、これらの規定中「土地等の使用に因つて建物の形状を変更し從来用いた目的に供する」とを著しく困難にするときは、建物の所有者は、その建物の收用を請求することができる。

2 土地收用法第八十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による建物の收用について適用する。この場合において「起業者」とあるのは「建築」と、「事業」とあるのは「建物」

るのは「土地等の所有者」と読み替えるものとする。

(土地收用法の適用)

第十四條 第三條の規定による土地の使用又は收用に関する場合は、總理府令に規定しては、この法律に特別の定のある場合を除く外、「土地等の使用又は收用」を「土地收用法第三條各号の一に掲げる事業」と、「調達局長」を「起業者」と、「土地等の使用又は收用の認定」を「事業の認定」と、「土地等の使用又は收用の認定の告示」を「事業の認定の告示」と、「第七條第一項の規定による公告及び通知」を「土地收用法第三十三條の規定による土地細目の公告及び通知」とみなして、土地收用法の規定第一條から第三條まで、第五條から第七條まで、第八條第一項、第九條、第三章、第三十一條から第三十三條まで、第五章第一節、第一百二十二條、第一百二十三條第六項、第一百二十五條第一号及び第三号から第五号まで、第一百二十九條第一項、第一百三十條第一項、第一百三十九條並びに第一百四十三條第五号の規定を除く。)を適用する。但し、土地等の使用の期間が一年をこなす場合においては、土地收用法第九十五條第一項及び第一百條中「裁決に係る補償金の拂渡」とあるのは、「裁決に係る補償金の拂渡」とする。

2 前項但書に規定するものを除く外、同項の適用に關し必要な技術的要件は、政令で定める。

- 1 この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基いて現に使用している土地等で、この法律施行の日から九十日を経過した後、なお引き続い駐留軍のために使用する必要があるものについて、土地等の所有者及び関係人との間に使用についての協議が成立しないときは、調達局長は、この法律施行の日から九十日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、六月をこえない期間においてこれを一時使用することができる。

2 この法律施行の際、連合国最高司令官との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

3 調達局長は、前項の場合において、土地等の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を拂い渡さなければならぬ。

4 第二項の規定によつて土地等を一時使用した場合においては、土地等を使用することに因つて生ずる損失を土地收用法第六章第一節（第七十一条、第七十九條第七十九條及び第八十一條を除く。）の規定に準じて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

5 第三項の規定によつて支拂つた損失補償額は、前項の規定による損失補償額の内拂とする。

6 第四項の規定による損失補償について、調達局長と損失を受けた

7
者との間に協議が成立しないときは、損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に對し、裁決を申請することができる。

じ、意見を述べることができる。

「小川久義君登壇、拍手」

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保
障條約第三條に基く行政協定の実施
に伴う土地等の使用等に関する特別措
置法案について、建設委員会の審議の
経過及び結果を報告いたします。

に基く行政協定を実施するため、駐留軍の用に供する土地建物等の使用又は収用に関する必要な規定を設けて、條約の遵守と私有財産との調整を図ることを目的とするものであります。政府

当局の説明によりますると、
必要とする土地建物等が私有に属する
ときは、政府は、その権利者との間の
合意に基く契約によつて使用権又は剝
分権を取得して駐留軍に提供すること

を建前として、これにあらゆる努力をいたすのであります。それにもかか

わらず、契約の締結が不可能の場合には、止むを得ずこの法律によつて使田又は収用して條約上の義務を履行する

法案はこの使用又は收用に關して原則として土地收用法を適用することと
いうのであります。

しておりますが、これに若干の特例を設けており、その主なる点は、一、土地收用は土地等の收用を主としておる。二、事業認定については他の多

用について関係行政機関特に農林省との緊密な連絡について質疑があり、当

建前とするのであります。これに特例を設け、この場合の損失補償、利得の内付を認める。四、一委員會局からそれすぐ答弁がありました。詳翻は会議録によつて御承知を願いま。

廿

附則において從來連合國軍の要求に基き使用中の土地等で、平和條約発行後九十日を経過してなお引続き駐留軍が超えない期間一時使用することができることといたしております。

委員会における質疑応答の主なる事項は、一、駐留軍が必要とする土地建物の全貌、從来接收された土地建物の解除と今後新たに接收を要するものの見込、二、本法による損失補償の基準、從来の使用料、補償料等の是正及びこれらに関する予算措置等でありました。これらに対して特別調達厅、外務省及び大蔵省當局から、現在進行中の予備作業班の実地調査と作業進行の状況、大体において今後新たに接收をするものは少いこと、補償は適正なる基準を設け、近傍地の時価を參照すること、防衛支出金中に計上されておる不動産の借料等の九十二億円の説明と共に、補償費の不足する場合の予算措置等についてそれべく答弁がありました。又農林委員会を代表して、池田、飯島両議員から、委員外発言として、適正なる補償基準、關係農民の生計維持困難の場合の收用の請求、本法の運

たところ、深水委員から、お手許に配付してあります修正案のように「附則第一項を次のように改める。」「一、この附則第二項中「要求に基いて現に使用している土地等」を「要求に基く使用を現に繼續している土地等」に、「この法律施行の日」を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日」に改める」旨の一部修正提案があり、その他の部分については原案に賛成する旨の発言がありました。これに対して田中委員から「本案に全面的に反対する。我々は安保條約並びに行政協定に反対するものであり、本案は土地の使用、收用について特別法を設けて簡単に處理する便法とするものである。法案は、一、收用又は使用に期限が明示されていない。二、事業の限界が示されていない。従つて我が國の大部分を收用又は使用し得る権限を示しているものであつて、國土を基地化する独立を失う危険を包藏しておる」旨の反対討論があり、松浦、門田両委員からも、土地使用の形について政府の説

明では了承できぬ。又耕作農民に不安を與え、本案の内容においてもはつきりしないものがある」として反対の発言がありました。小川、石川両委員から「國の安全保障のためには若干の犠牲は止むを得ぬ。本法の運用には十分に留意するよう」との修正を含む賛成討論がありました。東、赤木両委員からは「本案は重大な問題である。時価買収を原則とする事、換地については十分に考慮し、又現実的に措置することを條件とし、又は強く要望して賛成する」旨の発言がありました。

外号(号)外報

次いで採決の結果、多数を以て深水委員提案の通りの修正とその他の部分については原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○門田定義君 本案に対し討論の通告がござります。順次発言を許します。

[門田定義君登壇、拍手]

○門田定義君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案に対する反対の意を表明するものであります。

先ず反対の理由の第一は、この法案が国会において何ら審議承認を経なかつた行政協定に基くものであり、その基礎からして不法なるものと認めざるに過ぎません。

第二に、その手続につきましては、同法案の第三條、第五條におきまして、總理大臣が適正且つ合理的であると認定いたしました場合には、農地や建物を勝手に使用し又は收用し得ると規定しておるのであります。かくのことは、實に不法極まるものであると言わざるを得ません。憲法第二十九條に保障されておる財産権の不法極まる侵害であります。特に農民に對しては、土地はただ單なる財産ではなく、實に生命の権としておるのであります。それを一方的な認定で断定し、正当なる異議申立ができるのであります。ところとは、断じて許されるべきではあります。門田定義君。

以上御報告申上げます。(拍手)

○門田定義君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案に対する反対の意を表明するものであります。

反対理由の第三は、法案第十一條に、米軍が不用となつたとき、その土地建物の返還につき規定がありますが、その場合、農地をコントロールにしたり、又は建物をアメリカ式に変更

されましては、日本の独立と再建、又は同時によつて、今後米軍の施設及び区域等の使用は、日本両国政府が、平和、安保両條約及び安全保険條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案に対し、改進党を代表いたしました。松浦定義君登壇、拍手)

○松浦定義君 私は只今議題となりました日本とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案の示すところによりますと、駐留軍の必要とする土地建物等を提供せんとする目的を以て立案せられたものであることは、今更申上げるまでもないと思つてあります。我々は、吉田内閣の專斷と總理の独裁による行政協定そのものは、國家の主權と国民の権利を制限し、独立国の威信を失墜する虞れありといたしまし

たるかのことを法条を提出し、国民に多大の不安と恐怖懼慄を與えるに至つた政府の責任たるや、極めて重大であることを指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

以上の如き法条をなすとすると、封禁的同調をなさんとする諸氏の一大反対を促さんとするものであります。

以下反対の主なる理由の一、三を中心として、政府並びに興党、これに又

ります。(拍手)連合国による日本の占領は去る四月二十八日を以て平和條約の発効と同時にすでに終了いたしましたのであります。従つて徵發に基く施設及び区域の合衆国軍隊による使用も

してしまつた場合においても、それを原状に回復しないで返すことができる

食糧問題等の重要性に鑑み、善処されんことを切望する次第であります。

最後に、極めて簡略にして意を盡さるものであります。

その意図するところは、駐留軍の威圧によって土地及び建物等の使用又は收用を暗黙のうちに強制せんとする結果にはかならないのであります。この点にほかなりません。

我々が断じて無視し得ざるところであります。この点にほかなりません。

封禁的同調をなさんとする諸氏の一大反対を促さんとするものであります。

以下反対の主なる理由の一、三を中心として、政府並びに興党、これに又

13

第一に、土地に関する限り、殊更農民をして不安と恐怖とを與えられるとき農業破壊の助長法的かかる法律によらずとも、現行の土地収用法を以て十分目的を達し得るにもかかわらず、何が故にかかる反独立的意識に立つて今日なお国民の権利を制限しようとす るのか。全くその意図するところの判断に苦しむものであります。絶対多数を以て賛りとしておる吉田内閣が主権回復の本然の姿に立つて事をなさんとするならば、かかる法案がたとえ駐留軍の無い要請があるうとも断固排除し得るにもかかわらず、却つて多数に名を借りて自己陶醉から憲法を作り關係者を泣き寝入りさせるがときは、みずから信頼と融和とを助長するといふ行政協定の本旨を無視するも甚だしいものと断ぜざるを得ないものであります。(拍手)政府は、駐留軍の存在が暫定的一時的のものであるから、その前提に立つて本法案を立案したというのであります。勿論我々いたしましても、我が國の国力の充実と共に、自衛態勢を確立いたしまして、一日も早く駐留軍の引揚を促進し、名実ともに独立を完成したいという念願はいたしておるものであります。政府の施策は、國策の根本方針に対しても無為無策、無定見であつて、かかる状態であつては、いつの日か駐留軍を必要としない時期が来るのか、全く前途は危乎またまるのであります。従つて、本法案に

第九條、第十條等において土地等の使用期間を一年ごとに契約するがこときは実情に即せざる規定であつて、政府は所有者から收用の請求があつてもこれを受付けないというがどき状態では、所有者又は使用者に対し不當なる権利の侵害と言わなければなりません。殊に一時的又は臨時的と称しながら、本法案を臨時措置法として特別措置法と打ち出しておるものと見ては、恐らく本法の適用期間が相当長期に亘ることを是認しておるものと考えられるのであります。更に政府は、土地收用法においては土地の收用を主とし使用を從として規定しておるのでありまするが、駐留軍の要請は使用を主とし收用を從とするが故に本法制定の必要があるというのでありまするが、駐留が何年続かわからぬ現状においては、土地所有者又は使用者にとりましては使用も收用も大差なく、政府の言い分は全く識弁にひとしい結果となるのであります。

在合衆国軍隊に施設及び区域が提供されておるのかを知るならば、この規定はおよそ全文にひとしいことがわかるのであります。発動前に予備作業班をして検討せしめ、作業班で解決できぬものは合同委員会に引き継いで九十日以内に完了させることとし、この合同委員会は日米両国政府代表各一名で組織され、各代表者が代表者の下部機関として一名又は二名以上の代理及び職員団が設けられ、更に所要の補助機関及び事務機関を置くこととなつておられます。が、これらの予備作業班又は合同委員会の取扱がなされたときに、これを覆すことは極めて困難なるのみならず、仮にこれが可能といたしましても、これを決定するものは終局において、總理大臣であつて、駐留軍のために土地建物等を使用又は收用する者と、それが適正且つ合理的であると判定する者が同一人であるという結果より見まして、全く矛盾も甚だしいと言わざるを得ないのです。

更に最も重要な点は、本法と農地との關係であります。現在駐留軍の使用している民有地は一億四千五百万坪にしておりますが、更に今後合衆国軍隊の移動や新兵器の出現によつて新たな演習地や射撃場の要求がなされるものと予想され、これがため農地又は開拓地が次々と收用され、終戦以来莫大なる国費と血のにじむ労力を注ぎきりんだ、粒々辛苦の汗の結晶たる開拓地

並びに父祖伝來の墳墓の地として黙々として食糧増産にいそしんでいる農民に対する対策としては、本法案の成立は、多大なる安心と少なからざる不平不憤を助長する以外、何らの効果は望み得ないのであります。特に駐留軍並びに警察予備隊の射撃場附近においては特殊の恐怖を住民に與えているものであつて、曾つての日本軍の一発必中主義とは違ひ、今日の米軍は、物事本位で、一定の時間にでけるだけ多くの弾丸を発射するという方法であり、自然流弾の被殺も甚だ多く、接收地においても、近くの農家又は放牧中の牛馬並びに牧夫、農民等がその危険にさらされてゐる事實を見聞する現在、一日も放任することができない重大な問題であります。なお建物等の使用收用に当たりましても、民家並びに公共建物が本法案成成立後におきましては半強制的な措置が講ぜられるものと考えられる現在、不安地におけるこれら關係者の不安も少くないのであります。本法の意圖する点については全然承服し得がたいものであります。

せんとするものであります。要するに、かかる法律案の出現することは、行政協定の不手際であつて、他の国内法との関連におきましても、全く本に竹をついたような支離滅裂の法文が多く、かくては国民に、日本は依然として占領の延長であるのかと感を與えるばかりでなく、徒らに対米感情を悪化せんとする煽動的奸餌を與える結果になりますしまいかと憂慮する一人であることな。この際強く申上げておく次第であります。

(外)号報

15

五百七十号、第六百四十号、第六百七十九号、第九百十一号、第千二百九十四号の各件は、いずれも、原油並びに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの趣旨であり、漸次軽減の方針に措置することが適当と考えられます。

請願第二百五十六号は旧軍用土地及び建造物を職災都市に無償で拂下げられたいとの趣旨であり、その使用目的により具体的に考慮するのが適当と考えられ、請願第五百四十一号は米軍飛行機による被害見舞金の支給方法につき、実情に即して支給せられたいとの趣旨であり、請願第九百九十五号は、進駐軍による被害はその全額を補償せられたいとの趣旨であります。以上各件は今後研究を要するものと考えられます。

請願第八百八十四号は、勤労所得者の税負担は過重であるから、現行税法の欠陥を是正し、公平なる負担とせられたいとの趣旨であり、将来財政事情の許す限り、その趣旨に副うよう善処することが妥当と考えられます。

請願第九百十二号、第九百六十四号、第九百七十二号、第千七十三号、第千八十三号、第千八十四号、第千百四十九号、第千百五十号、第千三百五十四号、第千四百二十八号の各件は、いずれも、旧陸軍共済組合の中組合員について終戦時の年齢如何にかかわらず、加入満二十年以上経過している者についての年金受給資格を附與せられ

たいとの趣旨であり、請願第九百三十三号は、現行税法では農業共済保險による保険金に総合合算して課税せられるため、農家負担を増加しているか措置することが適当と考えられます。

請願第二百五十六号は旧軍用土地及

たいとの趣旨であり、願意は妥当と思われます。

請願第九百四十五号、第千九十二号、第千百二十三号、第千二百五号、第千二百八十五号、第千三百十六号の各件は、いずれも、銀行従業員給與に

対して現在大蔵省が干渉統制していることは不當であるから、これらの排除が望ましいところであり、連合国との賠償交渉の際にも詳細な資料が必要であるから、政府は在外資産の調査をこの

際に行われたとの趣旨であり、請願第千五百三十九号は昭和二十六年産米の超過供出分に対し免税せられたいとの

方策を講ぜられたいとの趣旨であり、そのような傾向は一応考えられます。

請願第千十六号及び第千二百四十八号は、金の地金の自由販売制が実現されると価格が上昇し、輸出陶磁器関係業者は甚大な影響を受けるから自由販売制を取上げないか、価格に一定の制限を設けられたいとの趣旨であり、請願第二百六十八号は、労働力の再生産に必要欠くべからざる社会保険料を課税対象とすることは不合理であるから、所得税の課税対象から除外せられたいとの趣旨であり、その願意は妥当と考えられます。

請願第九百十二号は、理容、美容業收入は勤労の対価であるから、勤労所得者に準

れています。

請願第千六百七十一号は、理容、美容業を議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

陳情第五十号は、米軍飛行機による東京都砂川村の罹災者に国家補償措置を講ぜられたいとの趣旨であり、研究を要するものと考えられます。陳情第一百五号は、輸出促進のため日本輸出銀

行業務方法書を改正し、利率の引下げ、融資金額の増額等の措置を講ぜら

れたいとの趣旨であり、願意は妥当と考えられます。陳情第七百八十五号は、開

業法改正に当り、港湾管理者の自主性と責任、行政の簡素化、税關と管理者との業務調整等を考慮せられたいとの

定せられたいとの趣旨であり、請願第

三号は、

陳情第四百五十五号は、合理化資金、

設備資金の調達のために、不動産担保

を目的とする専門銀行を再開せられた

いとの趣旨であり、陳情第五百六号

は、綿スフ織物工業者の金融難打開の

ため、市中銀行の門戸開放、商工中金

ま賠償に充てられることは関係者の忍

耐がたいところであり、連合国との賠

償交渉の際にも詳細な資料が必要であ

るから、政府は在外資産の調査をこの

際に行われたとの趣旨であり、請願第

千五百三十九号は昭和二十六年産米の

超過供出分に対し免税せられたいとの

方策を講ぜられたいとの趣旨であり、

そのような傾向は一応考えられます。

請願第千六百七十一号は、理容、美容

業收入は勤労の対価であるから、勤労

所得者に準じた取扱をせられたいとの

趣旨であり、研究を要するものと考え

られます。よつて以上の各件は、これ

を議院の会議に付し、内閣に送付すべ

きものと決定いたしました。

陳情第五十号は、米軍飛行機による

東京都砂川村の罹災者に国家補償措置

を講ぜられたいとの趣旨であり、研究

を要するものと考えられます。陳情第

一百五号は、輸出促進のため日本輸出銀

行業務方法書を改正し、利率の引下

げ、融資金額の増額等の措置を講ぜら

れたいとの趣旨であり、願意は妥当と考

えられます。陳情第七百八十五号は、開

業法改正に当り、港湾管理者の自主性

と責任、行政の簡素化、税關と管理者との業務調整等を考慮せられたいとの

趣旨であり、閣税法改正の際考慮すべ

きものと考えられます。以上の各件

は、いずれもその願意は妥当と考えら

れますので、これを議院の会議に付

し、内閣に送付すべきものと決定いた

しました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もないれば、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めました。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) この際お詫びいたします。佐多忠隆君から海外旅行のため、工藤鐵男君から病氣のため、それそれを期中請假の申出がございました。これを許可することに御異議ござた。これを許可することに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決しました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次回の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

請願第千三百十号は、東京都北区に

ある旧軍用財産を基本的公共施設に利

用せしめるため、地方公共団体に無償

譲渡及び貸付の特例に関する法律を制

定せられたいとの趣旨であり、請願第

三号は、

陳情第四百五十五号は、合理化資金、

設備資金の調達のために、不動産担保

を目的とする専門銀行を再開せられた

いとの趣旨であり、陳情第五百六号

は、綿スフ織物工業者の金融難打開の

ため、市中銀行の門戸開放、商工中金

ま賠償に充てられることは関係者の忍

耐がたいところであり、連合国との賠

償交渉の際にも詳細な資料が必要であ

るから、政府は在外資産の調査をこの

際に行われたとの趣旨であり、請願第

千五百三十九号は昭和二十六年産米の

超過供出分に対し免税せられたいとの

方策を講ぜられたいとの趣旨であり、

そのような傾向は一応考えられます。

請願第千六百七十一号は、理容、美容

業收入は勤労の対価であるから、勤労

所得者に準じた取扱をせられたいとの

趣旨であり、研究を要するものと考え

られます。よつて以上の各件は、これ

を議院の会議に付し、内閣に送付すべ

きものと決定いたしました。

陳情第五十号は、米軍飛行機による

東京都砂川村の罹災者に国家補償措置

を講ぜられたいとの趣旨であり、研究

を要するものと考えられます。陳情第

一百五号は、輸出促進のため日本輸出銀

行業務方法書を改正し、利率の引下

げ、融資金額の増額等の措置を講ぜら

れたいとの趣旨であり、願意は妥当と考

えられます。陳情第七百八十五号は、開

業法改正に当り、港湾管理者の自主性

と責任、行政の簡素化、税關と管理者との業務調整等を考慮せられたいとの

趣旨であり、閣税法改正の際考慮すべ

きものと考えられます。以上の各件

は、いずれもその願意は妥当と考えら

れますので、これを議院の会議に付

し、内閣に送付すべきものと決定いた

しました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつてこれらの請願及び陳情は

全会一致を以て採択し、内閣に送付す

ることに決定いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) この際お詫び

いたします。佐多忠隆君から病氣のため、そ

れぞれ会期中請假の申出がございまし

た。これを許可することに御異議ござ

いませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認

めます。よつていずれも許可することに決しました。

本日の議事日程はこれにて終了いた

しました。次回の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員の請願

一、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用の復元促進に関する決議案

一、治安維持に名を著す政府の諸政策に関する緊急質問

一、日航機道難に関する調査の結果についての運輸大臣の報告

一、日程第一 災害都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

一、日程第二 当せん金附証票法の一部を改正する法律案

一、日程第三 塚専売法の一部を改正する法律案

一、日程第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

一、日程第五乃至第十九の請願

一、日程第二十乃至第二十九の陳情

出席者は左の通り。

議員	副議長	佐藤 尚武君
藤森 鳥治君	中山 福藏君	池田 宗敬君
波多野林一君	早川 慶一君	平沼彌太郎君
竹下 関次郎君	野田 俊作君	七平君
高木 正夫君	新谷寅三郎君	春次君
西郷吉之助君		前之園喜一郎君
藤井 謙平君		大野木秀次郎君
中山 森彦君		秋山後一郎君
白波潤米吉君		長島 行穎君
中山 森彦君		鈴木 勲一君
油井賢太郎君		安井 謙君
北村 一男君		有馬 英二君
法務大臣		小川 久義君
法務総裁		大野 幸一君
木村篤太郎君		隆君

小宮山常吉君	木下 長雄君	楠見 義男君
飯島通次郎君	片柳 真吉君	河井 厚生君
岡本 義祐君	赤澤 信幸君	柏木 駿河君
小野 哲君	正人君	加賀 勝治君
飯島通次郎君	赤澤 信幸君	梅原 嘉隆君
岡本 義祐君	井上なつみ君	門田 大隈
小野 哲君	赤木 正雄君	三郎君
飯島通次郎君	山川 良一君	重盛 寿治君
岡本 義祐君	青山 正二君	門田 定蔵君
小野 哲君	島津 忠彦君	江田 三郎君
飯島通次郎君	中川 幸平君	若木 勝蔵君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	梅津 錦一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	内村 深川タマエ君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	内村 清次君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	紅露 みづ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	高田なほ子君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	和田 博雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	吉田 清次君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	山崎 羽生
飯島通次郎君	松平 勇雄君	高田 始君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	清澤 俊一郎君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	三好 三郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	小酒井義男君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	秀雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	岩澤 忠恭君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	黒川 武雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	大隈 豊一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	横尾 龍君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	堺野 清雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	木内キヤウ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	稻垣平太郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	山花 秀雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	岩澤 忠恭君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	黒川 武雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	大隈 豊一君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	横尾 龍君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	堺野 清雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	木内キヤウ君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	稻垣平太郎君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	山花 秀雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	岩澤 忠恭君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	黒川 武雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	大隈 豊一君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	横尾 龍君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	堺野 清雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	木内キヤウ君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	稻垣平太郎君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	山花 秀雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	岩澤 忠恭君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	黒川 武雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	大隈 豊一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	横尾 龍君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	堺野 清雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	木内キヤウ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	稻垣平太郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	山花 秀雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	岩澤 忠恭君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	黒川 武雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	大隈 豊一君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	横尾 龍君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	堺野 清雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	木内キヤウ君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	稻垣平太郎君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	山花 秀雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	岩澤 忠恭君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	黒川 武雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	大隈 豊一君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	横尾 龍君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	堺野 清雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	木内キヤウ君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	稻垣平太郎君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	山花 秀雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	岩澤 忠恭君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	黒川 武雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	大隈 豊一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	横尾 龍君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	堺野 清雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	木内キヤウ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	稻垣平太郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	山花 秀雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	岩澤 忠恭君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	黒川 武雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	大隈 豊一君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	横尾 龍君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	堺野 清雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	木内キヤウ君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	稻垣平太郎君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	山花 秀雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	岩澤 忠恭君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	黒川 武雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	大隈 豊一君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	横尾 龍君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	堺野 清雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	木内キヤウ君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	稻垣平太郎君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	山花 秀雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	岩澤 忠恭君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	黒川 武雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	大隈 豊一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	横尾 龍君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	堺野 清雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	木内キヤウ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	稻垣平太郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	山花 秀雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	岩澤 忠恭君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	黒川 武雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	大隈 豊一君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	横尾 龍君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	堺野 清雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	木内キヤウ君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	稻垣平太郎君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	山花 秀雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	岩澤 忠恭君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	黒川 武雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	大隈 豊一君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	横尾 龍君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	堺野 清雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	木内キヤウ君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	稻垣平太郎君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	山花 秀雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	岩澤 忠恭君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	黒川 武雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	大隈 豊一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	横尾 龍君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	堺野 清雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	木内キヤウ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	稻垣平太郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	山花 秀雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	岩澤 忠恭君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	黒川 武雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	大隈 豊一君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	横尾 龍君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	堺野 清雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	木内キヤウ君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	稻垣平太郎君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	山花 秀雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	岩澤 忠恭君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	黒川 武雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	大隈 豊一君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	横尾 龍君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	堺野 清雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	木内キヤウ君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	稻垣平太郎君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	山花 秀雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	岩澤 忠恭君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	黒川 武雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	大隈 豊一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	横尾 龍君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	堺野 清雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	木内キヤウ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	稻垣平太郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	山花 秀雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	岩澤 忠恭君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	黒川 武雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	大隈 豊一君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	横尾 龍君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	堺野 清雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	木内キヤウ君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	稻垣平太郎君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	山花 秀雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	岩澤 忠恭君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	黒川 武雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	大隈 豊一君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	横尾 龍君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	堺野 清雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	木内キヤウ君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	稻垣平太郎君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	山花 秀雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	岩澤 忠恭君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	黒川 武雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	大隈 豊一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	横尾 龍君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	堺野 清雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	木内キヤウ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	稻垣平太郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	山花 秀雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	岩澤 忠恭君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	黒川 武雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	大隈 豊一君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	横尾 龍君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	堺野 清雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	木内キヤウ君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	稻垣平太郎君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	山花 秀雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	岩澤 忠恭君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	黒川 武雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	大隈 豊一君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	横尾 龍君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	堺野 清雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	木内キヤウ君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	稻垣平太郎君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	山花 秀雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	岩澤 忠恭君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	黒川 武雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	大隈 豊一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	横尾 龍君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	堺野 清雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	木内キヤウ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	稻垣平太郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	山花 秀雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	岩澤 忠恭君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	黒川 武雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	大隈 豊一君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	横尾 龍君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	堺野 清雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	木内キヤウ君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	稻垣平太郎君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	山花 秀雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	岩澤 忠恭君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	黒川 武雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	大隈 豊一君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	横尾 龍君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	堺野 清雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	木内キヤウ君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	稻垣平太郎君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	山花 秀雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	岩澤 忠恭君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	黒川 武雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	大隈 豊一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	横尾 龍君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	堺野 清雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	木内キヤウ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	稻垣平太郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	山花 秀雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	岩澤 忠恭君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	黒川 武雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	大隈 豊一君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	横尾 龍君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	堺野 清雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	木内キヤウ君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	稻垣平太郎君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	山花 秀雄君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	岩澤 忠恭君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	黒川 武雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	大隈 豊一君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	横尾 龍君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	堺野 清雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	木内キヤウ君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	稻垣平太郎君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	山花 秀雄君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	岩澤 忠恭君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	黒川 武雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	大隈 豊一君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	横尾 龍君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	堺野 清雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	木内キヤウ君
小野 哲君	廣瀬與兵衛君	稻垣平太郎君
飯島通次郎君	松平 勇雄君	山花 秀雄君
岡本 義祐君	大矢半次郎君	岩澤 忠恭君
小野 哲君	廣瀬與兵	